

第4回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成17年6月29日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

飯岡久美, 北村隆, 清川育男, 佐藤道恵, 鈴木敏之, 野口光代
(五十音順, 敬称略)

[説明者]

西村事務局長, 牛尾家事首席書記官, 木村少年首席書記官, 大佐古次
席家庭裁判所調査官

[事務担当者]

岡総務課長, 坂本庶務係長

第4 議事

1 委員長開会あいさつ

2 新委員（北村委員）あいさつ, 自己紹介

3 意見交換

次のテーマについて, 意見交換を行った。

(1) 国民にとって利用しやすい裁判所について

ア 広報誌について

イ 成年後見関係事件について

ウ 裁判所職員の名札の着用について

エ 受付窓口について

オ その他

(2) 利用者等から意見や声を聴く方法について

・ アンケートの実施について

(3) その他

意見交換の要旨は別紙のとおり

4 次回の意見交換のテーマについて

今回のテーマを中心に, 引き続き意見交換を行うこととした。

5 次回期日

平成17年11月8日（火）午後1時30分

(注) その後, 平成17年11月15日（火）午後1時30分に変更された。

【別紙：意見交換の要旨】

[委員長]

前2回の委員会において、委員から出された意見につき、当庁での検討状況を説明させていただく。

- ・ 国民にとって利用しやすい裁判所について
- ア 広報誌について

[事務担当者]

- ・ 当庁では、5月20日（金）に開催した「ひろしまの裁判所の日」を特集した、「広報委員会だより」第3号を発行した。当日の参加者からのアンケート結果は、後ほど紹介させていただく。

広報委員会だよりは庁内向けのものであり、一般市民向けの広報誌の発行については、現時点では検討に着手した段階であるが、前向きに考えている。

また、読売新聞の連載記事「裁判所のお仕事」のように、新聞、テレビ局に対する取材協力も有効な広報活動と考えており、今後も積極的に応じていきたい。

[委員長]

- ・ 先日も遺産分割についてのテレビ局の取材があり、空き調停室の撮影と手続の説明を行ったところである。こちらから積極的に行う広報、一般市民から求められる広報という双方向的な状況が今まで以上に高まっていると感じている。

[委員]

- ・ 「市民と市政」や「県民だより」に掲載された例はあったのか。

[事務担当者]

- ・ 5月20日（金）の「ひろしまの裁判所の日」の記事掲載をそれぞれ依頼したが、「市民と市政」は憲法週間の無料法律相談の記事が優先されたため、「県民だより」はスペース不足のために掲載されなかった。中国新聞には記事が掲載された。

[委員長]

- ・ 裁判所が広報記事を掲載するということが、十分に浸透していないという面があるとも考えられる。記事掲載の依頼方法については、今後の反省材料としたい。

[委員]

- ・ 広報委員会だよりは、一般市民向けにも出せる内容になっていると思われるので、ホームページに掲載してはどうか。

[事務担当者]

- ・ ホームページには、広報委員会だよりを要約した形で「ひろしまの裁判所の日」の特集記事を掲載している。

イ 成年後見関係事件について

[事務担当者]

- ・ 前回、成年後見関係事件の事件数の伸びが低調ではないかという質問があったが、全国的には事件数は増加している。前回の質問は、任意後見監督人選任事件の申立件数の少なさが日本経済新聞でとりあげられたこと等を受け、仮に少ないのであればもっとPRすべきではないかという趣旨であったと思われる。この点、先だって朝日新聞に掲載されたように、今後、全市町村に相談窓口を設けるといった動きが具体化した際には、市町村から協力依頼があれば応じていくつもりである。

[説明者]

成年後見関係事件の概要を説明

- ・ 統計上は、全国的には、後見開始事件、保佐開始事件、補助開始事件、任意後見監督人選任事件のいずれの申立件数も右肩上がりとなっているところ、平成16年度、広島管内（県内）においては、理由は不明であるがいずれも若干減少している。

成年後見関係事件は、後見人を選任すれば終わりというわけではなく、後見等監督事務が続く。これは、家庭裁判所が、後見人が行った財産の管理を定期的に報告させ、適正に管理されているかどうかを監督するものであり、この事務の事務量が非常に増加している。

認知症の方等に対する詐欺的契約が新聞その他で取り上げられ、社会問題化しているところであるが、そうした方に関する成年後見制度の活用については、全国市町村で窓口が設置されることとなっている。これを受けて、広島家裁でも市町村に対してレクチャー等を行う機会が多くなっており、積極的に取り組んでいる。現時点でも、市町村の担当者を対象とした講師派遣依頼があり、8月に講師を派遣する予定である。

[委員]

- ・ 認知症という話が出たが、成年後見制度を活用する際には、誰が申立てを行うのか。

[説明者]

- ・ 親族が相談に来られ、申立てを行う場合が多い。

[委員]

- ・ 家庭裁判所は、基本的には後見開始決定後の財産管理等についてチェックを行うものという説明を受けたが、開始決定前の被後見人（本人）の状態等はチェックできないのか。

- ・ 一般的に、開始決定前の状態等については、家庭裁判所のチェックする範囲ではない。

[説明者]

- ・ その点に関して、社会福祉協議会から聞いた話であるが、施設入所の当否までは対応していないが、他の権利については、銀行や介護保険契約関係の権利擁護事業について、弁護士、精神科医、社会福祉士で構成される契約締結審査会というものがある。詳細は分からないが、本人の関わる重要な契約につき、援助してもらうというシステムということである。

[委員長]

- ・ 家庭裁判所に申立てがなされる前の諸問題については、政策的な問題でもあり、裁判所として今すぐ結論を出せる性格のものではない。

ウ 裁判所職員の名札の着用について

[事務担当者]

- ・ 前回、名前を名乗らないというクレームがあったという事例を紹介した後にいただいた御意見である。名札の着用については、現在、広島家裁では、着用するのが当然という時代ではないだろうかというところに視点を移し、検討する価値は十分にあると考えて部内で検討を行っている状況である。

[委員]

- ・ 検討した結果、駄目だったというのはどういう理由か。

[事務担当者]

- ・ 駄目だったというわけではなく、まだ検討中の段階である。手続面からの検討や、職員全員が着けるのが相当かどうか、また名前を知らせることでかえって危機管理の点で問題になるのではといった点も含めて検討している。

[委員]

- ・ 税務署でも警察署でも名前を出している。税務署も警察署も、外部から人が来庁する公的機関であり、家庭裁判所だけが特に危害を被るということがあるのか。

[事務担当者]

- ・ ストーカー被害に遭った職員がいるということで消極ということになった庁もあると聞いている。

[委員]

- ・ それは他の職業でも同じであるが、だからといって名前を出すことをやめようという話にはならない。

[委員長]

- ・ 部内では鋭意検討中であるが、やはり一歩引いたところからスタートしており、思ったほどには前に進まない印象である。ただ、相対的には反対意見

は少ないようであり、今後更に継続して話を進めるべきだと思う。組織としてある程度まとまって動くとなれば、仮にゴーサインが出るとしても時間がかかる場合もあろう。

[委員]

- ・ 裁判所は紛争を処理する機関であるから、危害のおそれという観点からは、開かれた役所ということと、名札を着けることとは違うのではないか。
検察庁では、名札ではなく、外部と内部を区別するバッジはある。しかし、刑事事件を扱うということもあるため、開かれた形にしたいとは考えているが、出入り自由という開かれ方にはなっていない。
- ・ 警察署や検察庁では守衛等に来庁目的を聞かれるが、裁判所はフリーパスで入ることができた。

[説明者]

- ・ 家庭裁判所の場合、当事者の来庁についても、家事事件ではどなたでも受け入れなければならない一方、少年事件では検察庁と似たような面もあり、両方の側面がある。

[委員長]

- ・ 微妙な問題もあり、更に検討を続けたい。

エ 受付窓口について

[委員長]

- ・ 3月24日（木）に当庁の受付係を見学していただいた委員から感想をお聞きしたい。

[委員]

- ・ 午後2時から午後4時まで受付を見学した。来庁者に対して、来庁時には受付の担当者がすぐ立ち上がって対応するが、帰る時には特に言葉を交わすことなく、すぐ自席に戻る感じで、意外とあっけないという感想を持った。また、相談に来られた方がカウンター席にどっしり座られてしまうと、更に別室へ移ってくださいとは言にくい感じもした。受付場所と相談場所等、狭いスペースをうまく利用することを考えてはいるが、来庁者にとっては、とりあえずカウンターで話を聞いてほしいということになり、施設的には難しいと思った。

[事務担当者]

- ・ 見送りの点であるが、裁判所では、「ありがとうございました」とはなかなか言いづらい面もある。「お疲れ様でした」「今日は御苦勞様でした」という声かけなら問題ないであろうし、実際に言っている職員はいる。

[委員長]

- ・ 「お疲れ様でした」ということならば抵抗も少ないと思われる。

[委員]

- ・ 調停の最後には、「お疲れ様でした」とか、「お待たせしました」とか、言葉をかけるようにしている。すぐに立ち上がってさっと出て行くのは良くないかなという感じがある。

[委員長]

- ・ 裁判所は、従来、無色透明というか、中立性を守らなければならないということを考えすぎ、気持ちを抑えてきた面があるが、これからは裁判所も気持ちを出していく必要があり、それがより良い広報とサービスの向上にもつながると考える。ここで、サービスの向上に関連して、広島家裁の庁舎改修についての説明をさせていただく。

[説明者]

- ・ 本庁庁舎について、平成17年8月から平成18年3月にかけて、改修工事を行う。コンセプトの一つは、家事、少年のゾーン分けにより、利用者によりに使ってもらおうということである。家事訟廷の受付が狭いという話があったが、訟廷を1室から2室へ増やすことで受付窓口を広く確保し、プライバシーを確保する。その他、事件関係室（調停室）の増設、内外壁の補修も行い、事件処理に的確に対応できるようにする予定である。

[委員長]

- ・ 委員の御意見のとおり、受付が狭いという点は承知している。庁舎改修により、プライバシーにも配慮しながら、スペースの点も少しは改善できると考えている。

オ 少年審判における裁判官の少年への接し方について

[委員長]

- ・ 少年審判において、分かりやすい話し方を行うということは裁判官にも伝えてあるし、裁判官も実行していると考えている。

カ 検察庁の地域活動への協力について

[事務担当者]

- ・ 前回、検察庁ではパンフレット配布や中学校のトイレ掃除等、地域に根ざした活動を行っているということで、裁判所に対する協力依頼があったが、参加趣旨をお尋ねした上で、捜査機関と裁判所が一緒になっているととられかねないという懸念等もあって、参加には難しい面もあることをお伝えした。

[委員]

- ・ 検察庁では、弁護士会にも声をかけているし、裁判所に協力依頼を行ったというのでも、参考になれば一度見に来てくれればという程度の話であり、仮に検察庁と裁判所が一緒に活動したとしても、捜査機関と裁判所が組んでいくとまで思う人はいないと思う。裁判員制度の出前講座なども共同で実施し

ていることもあり、そこまで難しく考えることはないのではないか。

[委員長]

- ・ 具体的に、例えば補導を一緒にしていこうという話が出たこともあり、そうなる立場がやや異なるということになるし、また、当該少年が後に家裁へ送致されることもあり得る。そういった具体的な活動まで想定すると、消極になってしまう面もあったということである。

[委員]

- ・ 確かに裁判所は紛争解決機関であるが、これからは、一般論としては、法曹三者が協力して、事件の起きる前の犯罪防止活動等について協力していくことも司法の役割ではないか。

[委員長]

- ・ 具体的な部分はさておき、裁判員制度の広報活動等については、法曹三者が協力していく必要があることは言われるとおりである。
- ・ 利用者等から意見や声を聴く方法について
アンケートの実施について

[事務担当者]

- ・ 「ひろしまの裁判所の日」は、2月以降広島高裁・地裁・家裁の持ち回りで毎月21日に開催しており、第4回となる5月20日（金）は、広島家裁で開催され、27名の参加を得た。参加者の年齢層は幅広く、少年審判手続の説明、裁判員制度の説明、施設見学等を行った。当日の様子は翌日の毎日新聞にも掲載された。当日はアンケートを実施したが、アンケート結果からは、裁判所の行事について、「平日だけではなく土日祝日や夜間の開催を希望する」「裁判員制度の広報をもっと積極的に行ってもらいたい、裁判員に選ばれる可能性のある国民すべてが最低1回は模擬裁判を経験すべき」等の建設的な意見を得た。このような機会におけるアンケートも重要だと考えている。

また、5月31日（火）に行った憲法週間行事の見学ツアーのアンケートでは、「年に何回もこのような行事を行ってもらいたい」「パンフレットをたくさん配るよりも簡明な資料を作って配る方がよいのでは」といった意見があった。

出前講座については、現在の事件処理の状況や裁判官の態勢を考えると、外に出かけていくことは若干難しい面もある。しかしながら、講師派遣の依頼等には積極的に応えていきたいと考えている。そのような場合には、必ずアンケート等で感想を聞き、フィードバックを受ける取組を行っていくこととしたい。

[委員長]

- ・ 委員から、家庭裁判所の利用者に対するアンケート案の提出を受けているが、その内容について御説明をお願いしたい。

[委員]

- ・ 弁護士が依頼者に書いてもらうアンケートをベースにして作ったものである。家庭裁判所は家事手続、少年手続と間口が広いので、それに対応する形とした。

[事務担当者]

- ・ 委員から提出されたアンケート案を参考にして、広島家裁のアンケート案を作成した。委員の案と異なるのは、「家事受付・家事相談」「家事調停事件」「少年事件」でそれぞれ用紙を分け、かつ、A4判片面1枚に収めて、記入しやすいようにした点である。なお、今後、庁舎改修が行われることから、庁舎内部の分かりやすさという点は、機会を改めてアンケート項目に取り入れたい。

[委員]

- ・ 広島家裁案の体裁の方が答えやすいのかもしれない。
- ・ 「性別」については、統計上の必要性は乏しいのではないか。
- ・ 家事調停については、「性別」も必要だと思う。

[委員長]

- ・ 他の裁判所の実施状況からみても、アンケートを活用してその結果を仕事に役立てることは、非常に重要と考えている。

委員に異議がなければ、ただ今いただいた御意見をも踏まえた上で、アンケートを実施することとしたいが、いかがか。

《全員異議なし》

[委員長]

- ・ 次回のテーマについては、アンケートの実施状況、課題についての更なる検討状況の説明のほか、次回の委員会までの間に、委員に対してテーマを求めることも考えられる。委員には、引き続き活発な意見交換をお願いしたい。

以 上